

自然科学研究機構分子科学研究所極端紫外光研究施設光源及び
観測システム使用料金について

平成16年10月1日
分子科学研究所長裁定

(趣旨)

第1 自然科学研究機構分子科学研究所極端紫外光研究施設光源及び観測システム利用要項
(平成16年10月1日分子科学研究所長裁定)第8の規定に基づき、自然科学研究機構分子科学研究所極端紫外光研究施設光源及び観測システム(以下「観測システム等」という。)の使用料について必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第2 観測システム等の使用料(以下「使用料」という。)は、次のとおりとする。

成果非公開型の場合：1時間当たり使用料 24,200円

(使用料の納付)

第3 観測システム等の利用許可を受けた者は、自然科学研究機構が発行する請求書に従い、前条に定める1時間当たりの使用料に、配分された時間数を乗じて得た金額を徴収指定期日までに納付しなければならない。

(使用料の返還)

第4 既納の使用料は、次に掲げる事項に該当する場合を除き、原則として返納しない。

- 一 天災その他やむを得ない事情により、観測システム等を利用することができなくなったとき
- 二 分子科学研究所の都合により、分子科学研究所長が観測システム等の利用を取り消し、又は中止させるとき

附 則

この裁定は、平成16年10月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この裁定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この裁定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この裁定は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この裁定は、令和6年9月2日から施行する。

附 則

この裁定は、令和7年4月1日から施行する。